

一般社団法人日本物理学会
有給役員の報酬・退職金に関する規則

第 430 回理事会(2002 年 11 月 16 日) 制定
第 447 回理事会(2004 年 4 月 10 日) 改定
第 482 回理事会(2007 年 3 月 2 日) 改定
第 485 回理事会(2007 年 6 月 11 日) 改定
第 93 回定時総会(2013 年 3 月 31 日) 承認

(総 則)

第 1 条 この規則は、定款第 28 条に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第 2 条 この法人の役員の一部（JPSJ 編集委員長、PTEP 編集委員長および総務理事をいう。）には必要に応じて報酬を支給できるものとし、その一会計年度毎の総額は 30,000,000 円以内とする。ただし、退職金は支給しない。

2 報酬の種類は、俸給、通勤手当および期末特別手当とする。

(給与の支給)

第 3 条 俸給および通勤手当は、その月の月額的全額を毎月 16 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその日以前において最も近い休日でない日に支給する。

2 期末特別手当は、毎年 6 月 15 日および 12 月 5 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその日以前において最も近い休日でない日に支給する。

(俸 給)

第 4 条 俸給を支給する場合は原則として年俸制とする。

2 年俸総額は原則として 10,000,000 円を限度とし、詳細は理事会が決定する。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、この法人の職員の給与に関する規則第 20 条に定める額とする。

(期末特別手当)

第 6 条 期末特別手当は、毎年 6 月 15 日および 12 月 5 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する有給役員に対して支給することができる。これらの基準日 1 月以内に退職し、又死亡した有給の役員についても同様とする。

(日割計算)

第 7 条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(報酬の支払方法)

第8条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令の定めるところにより、次に掲げるものを役員に支払うべき報酬から控除して支払うものとする。

- ① 所得税及び地方税
- ② 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料
- ③ 役員本人から控除を委任されたもの

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の預金又は預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

付則 この規程は、2007年7月1日より施行する。

付則 この規則は、2013年4月1日より施行する。

社団法人日本物理学会
有給役員の報酬・退職金に関する規則
変更履歴一覧

2007年6月11日 一部変更

1. 規程名を「常勤役員の報酬・退職金に関する規程」から「有給役員の報酬・退職金に関する規程」に変更。
2. 規程中の「事務担当常勤理事」の記載を「総務理事」に変更。
3. 第4条2項の俸給額についての記述を限度額とし、詳細は個別の契約書で定めるように変更。
4. 前項の変更に伴い、第4条3項と第6条2項を削除。

2013年3月31日 一部変更（主な変更箇所は以下の通り）

1. 名称を「規程」から「規則」へ変更。
2. 第2条に、PTEP編集委員長を追加。
3. 一会計年度毎の総額設定を追加。
4. 報酬の種類を契約対象者に関わらず統一。
5. 対象となる条項番号を現行定款に合わせて修正。